

令和3年度主任介護支援専門員更新研修実施要領

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修を受講させることにより、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とし、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日老発第0704第2号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」別紙。以下同じ。）に基づき実施します。

2 対象者

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とします。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
次のいずれかの研修において、企画、講師やファシリテーターの経験がある者とし
ます。（実施機関の証明があるものに限る。）
 - イ 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく研修
 - ロ その他、知事が適当と認める研修
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
平成27年4月1日以降において、次のいずれかの研修（主任介護支援専門員の資質向
上に関連のある研修に限る。）に4回以上参加した年度が1回以上ある者とします。
 - イ 県、市町村及び一般社団法人日本介護支援専門員協会（都道府県支部を含む）が開催
する法定外研修（実施機関において参加の証明があるものに限る。）
 - ロ 地域包括支援センター及び職能団体等が開催する法定外研修で、知事が適当と認める
研修（実施機関において、参加の証明及び当該研修の受講要件に該当する研修と認める
証明があるものに限る。）
 - ハ その他、知事が適当と認める研修
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者
次のいずれかに該当する者とします。
 - イ 市町村及び地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員として従事又は従事
を予定している者で、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者として
市町村長が推薦する者
 - ロ 介護保険事業所において、主任介護支援専門員の資格を有し、専任（常勤専従のこと
をいう。ただし管理者※との兼務は可）の介護支援専門員として従事している者で、主
任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者として当該介護保険事業所が推
薦する者
（※ここでいう管理者とは、居宅介護支援事業所の管理者を指します。）
 - ハ その他、知事が適当と認める者

3 研修内容等

(1) 研修内容

介護支援専門員資質向上事業実施要綱別添6「主任介護支援専門員更新研修実施要綱」

に基づく研修内容とし、別紙カリキュラムのとおりとします。

(2) 定員

300人程度

(3) 受講の決定

受講申込書及び添付書類を審査の上、受講を決定します。定員を超えた場合は、受講者を調整させていただくことがありますので御了承願います。

※会場受講を希望する場合は、会場の規模により定員とは別に受講を制限する場合があります。

(4) 提出課題等

受講決定者に別途連絡します。

4 受講料

33,000円

※ 受講料の納付方法は、受講決定時にお知らせします。また、受講開始後の払い戻しはできませんので、御注意ください。

5 申し込み方法等

宮城県ケアマネジャー協会のホームページから申込書（様式1～6）をダウンロードし、必要事項を記入の上、郵送で申し込み願います。

【宮城県ケアマネジャー協会ホームページ】 <http://www.mcma.or.jp/>

【申込先】

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県ケアマネジャー協会 宛て

※ 封筒の表に「主任介護支援専門員更新研修申込書在中」と朱書きで記入してください。

【申込期限】

令和3年4月19日（月）必着

6 研修終了後の手続き等

(1) 更新研修の免除

研修修了者は、介護保険法施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされるので、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除されます。

(2) 修了証明書の交付

修了証明書の有効期間は、研修修了日を起算として5年です。また、修了証明書の再交付は行いませんので、大切に保管してください。

7 問い合わせ先

宮城県ケアマネジャー協会

TEL：022-716-0716（月～木曜日 10時～17時）